

回 答 書

旧名護市消防庁舎等跡地売却事業プロポーザルで質問のあった件について、次のとおり回答します。

質問事項		回答
1	商業店舗の扱い 商業店舗のみでの提案の場合は、商業店舗が確定しておかないといけない時期はいつになるのか。	実施要項「10 契約の締結 (3)基本協定の締結」の①において、当該土地の事業実施計画について、優先交渉者と本市で協議を行うものとしており、この時点までに実施内容を確定する必要があるものと認識しております。 なお、事業実施計画は、企画提案書類、プレゼンテーション、ヒアリングから変更することはできません。
2	10 年未満での建物の売却 買い受けた土地上に建物を建て、商業店舗に建物賃貸借を行う場合に、10 年未満で建物を第三者へ売却は可能か。 または、建物賃貸借契約当事者間での所有権移転は可能か。	当該土地上の建物の売却及び所有権移転について、市で制限を設ける予定はありません。 なお、実施要項「5 売却条件等 (2)契約上の主な条件」の⑦で、売買契約（本契約）を締結した日から10年間は、事業計画を変更することはできないとしていることにご留意ください。
3	土地の売却について 消防本庁舎跡地と訓練塔を共同企業体内の構成員がそれぞれ土地の購入は可能か。 または、一括で購入した場合において、事業内容の変更はせず、土地の売買を共同企業体構成員内で行うことは可能か。	様式6「旧名護市消防庁舎等跡地売却事業共同企業体協定書」第7条（代表者の権限及び義務）において、企業体の代表者は、売買代金（契約保証金を含む。）の支払い義務を負うものとされておりますので、構成員がそれぞれ土地を購入することはできません。 また、実施要項「5 売却条件等 (2)契約上の主な条件」の⑧で、売買契約（本契約）を締結した日から10年間は、本市の承認を得ずに、売却物件の所有権を第三者に移転し、又は同物件に権利を設定してはならないとしております。